

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 こども家庭課

法令名	母子及び父子並びに寡婦福祉法			法令番号	昭和39年129号		
不利益処分の種類	母子家庭の母等に対する居宅等における日常生活支援の措置の解除			根拠条項	第17条		
処分基準	<p>法第17条に規定する</p> <p>「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」が日常生活等に支障が改善され、母子及び寡婦福祉法施行規則第2条に定める便宜を供与する必要がなくなった場合に措置を解除する。</p> <p>(法第十七条に規定する厚生労働省令で定める便宜)</p> <p>第二条 法第十七条に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 乳幼児の保育 二 食事の世話 三 入浴、排せつ等の介護（前二号に掲げる便宜を除く。） 四 洗濯、掃除等の家事（第二号に掲げる便宜を除く。） 五 専門的知識をもって行う生活及び生業に関する助言及び指導 六 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜 						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	こども家庭課	交付機関	こども家庭課	目次No.